

はり・きゅう・あん摩マッサージの施術を受ける方へ

周南市の国民健康保険に加入されている方が、周南市内の施術所で施術を受ける場合、以下の(1)～(5)のいずれかのものを施術師に提示してください。

(1)被保険者証・・・・・・・・有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使用可能

(2)資格確認書(※1)

(3)マイナ保険証・・・・・・・・保険証として利用登録されているマイナンバーカード

【注意】マイナ保険証の読み取りができる施術所のみ

★(4)、(5)は2点確認

(4)資格情報のお知らせ(※1)と マイナンバーカード(マイナ保険証)

(5)「マイナポータル」の資格情報画面(※2)と
マイナンバーカード(マイナ保険証)

(※1) 被保険者資格に関する基本情報が記載されているものです。

令和6年12月2日以降で、必要な方は市にお問い合わせください。

(※2) 「マイナポータル」は各種行政手続きの申請や、ご自身の健康保険の資格情報などを確認できるサービスです。
利用するためには、ご自身のスマートフォン等に、アプリ「マイナポータル」を入れる必要があります。あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)が必要です。

「マイナポータル」は
こちらから利用できます

iPhone

Android



◇施術費の助成について

- 市と協定を結んでいる施術師が行う施術のみ助成の対象となります。
- 施術を受けるときは、(1)～(5)のいずれかのものと印鑑をご持参ください。
- 助成限度は1人1日1回、1ヶ月に12回までです。
- 1術800円、2術1,000円が割り引かれます。
- 往診(出張)の施術は対象外です。

【問い合わせ先】

「資格確認書、資格情報のお知らせの交付に関すること」
保険年金課 賦課担当 0834-22-8312
「はり・きゅう・あん摩マッサージ利用に関すること」
保険年金課 給付担当 0834-22-8311



周南市